

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2018年6月22日

滋賀県知事殿

提出者

住 所 滋賀県東近江市今町906番地

氏 名 日本電気硝子株式会社 能登川事業場
執行役員 事業場長 中村 憲生

電話番号 0748-42-2255

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本電気硝子株式会社 能登川事業場
事業場の所在地	滋賀県東近江市今町906番地
計画期間	2018年4月1日 ~ 2019年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

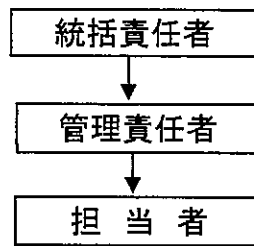
①事業の種類	大分類：製造業 (E) 中分類：窯業・土石製品製造業 (21) 小分類：ガラス・同製品製造業 (2117、2119)
②事業の規模	2017年度全社 売上高 2,824億円
③従業員数	能登川事業場 420名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①一覽参照のこと (最終シート)



(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成 29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②1～3 「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物での排出から有価売却を進める。(廃油、廃プラ) ・ ガラス原料としての再利用を進める。(ガラスくず、ばいじん) ・ 木製パレットから樹脂パレットへの移行を進める。(木くず) 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②1～3 「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内リサイクルの促進。 		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラ、木くず、ガラスくず、がれき類、ばいじん、蛍光灯、廃電池類 ※担当者確認により 指定日時に回収し分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラ、木くず、ガラスくず、がれき類、ばいじん、蛍光灯、廃電池類 ※担当者確認により 指定日時に回収し分別している。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成 29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②1～3 「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 生物処理された排水を沈降分離させ、回収した汚泥を脱水処理し、さらに乾燥させた後、廃棄物として搬出、再生処理委託している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②1～3 「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 生物処理された排水を沈降分離させ、回収した汚泥を脱水処理し、さらに乾燥させた後、廃棄物として搬出、再生処理委託していく。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②1～3 「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・可能な限り、再生処理業者への委託及び有価として売却できるところの選定を進めている。			

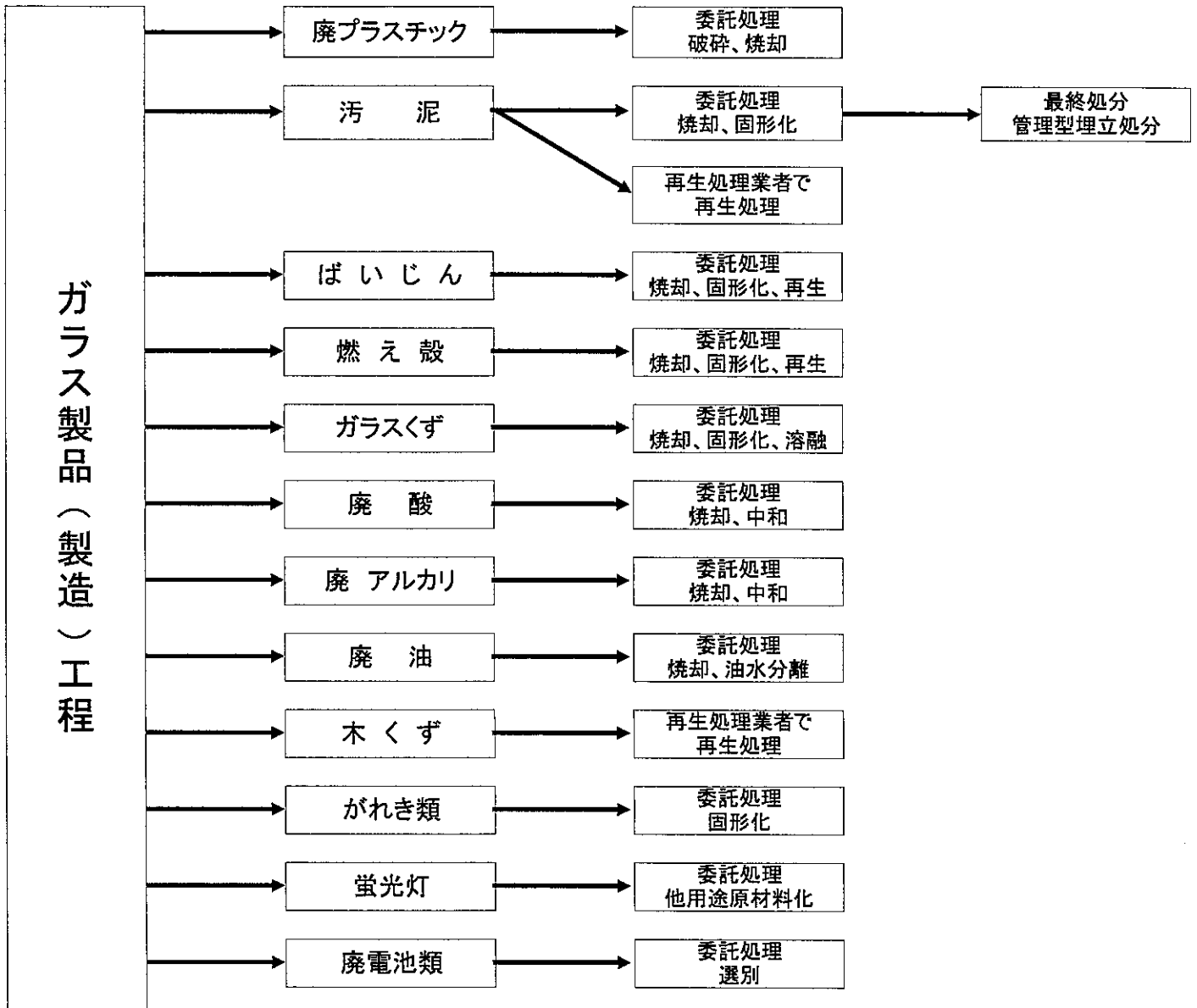
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙②1～3 「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
(今後実施する予定の取組)		
・委託先の情報等、収集運搬業者も含めて収集していく。		
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理工程



管理体制図

